

お客様各位

動物愛護管理法改正に伴う使用許可条件の付与について

令和 3年 10月 1日
岩手産業文化センター
館長 佐々木 康夫

平素より、当施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、動物愛護管理法改正に伴い、ペット展示販売に関する許可申請のあったお客様に対して産業文化センター条例第2条第3項の「指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。」に基づき、下記の通り許可条件を付すことにいたしました。

お客様には何かとご不便をおかけすることになりますが、なにとぞご協力をお願いいたします。

記

1. 条件を付す目的

- ① 令和3年6月より施行された動物愛護管理法が浸透し、業界動向が安定するまでの間、遵法的な催事であることを明確にするため。
- ② 公正、公平な使用許可業務を円滑に遂行するため。

2. 付する許可条件

「使用許可申請書」提出に際し

- ① 販売実施県の「第一種動物取扱業登録証（写）」を添付すること
- ② 飼養施設設置届出書（写）を添付すること

*②の提出を受け、岩手県県央保健所へ内容確認の連絡をさせていただきます。

以上